

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令遵守、企業倫理遵守のコンプライアンス経営を推進し、経営の透明性、健全性を確保することが、あらゆる企業活動の基本であると考えております。今後とも体制面の整備・充実を図るとともに、当社グループの役職員一人ひとりが毅然とした姿勢で法令および企業倫理を遵守し、さらに透明性の高い企業活動を目指してまいります。

当社グループとして倫理行動基準を制定し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための基準としております。

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役を含めた監査役による経営への監督を行っております。当社の実態、規模に応じた体制の見直しを適宜行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JXホールディングス株式会社	6,100,000	13.17
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,712,000	3.69
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,700,000	3.67
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,570,700	3.39
株式会社NIPPO	1,500,000	3.23
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	1,437,500	3.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	1,411,800	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,279,900	2.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,237,401	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,096,100	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
二宮照興	弁護士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮照興	○	独立役員であります。	弁護士として長年に亘る企業法務の実務を通じた高度な法的知識を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したことから社外取締役として招聘したものであります。 (独立役員指定理由) 当社との関係において「独立性」を備えており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の業容からして、昇格・賞与で十分なインセンティブ効果ができるため、実施しておりません。インセンティブ付与制度の導入に伴うメリットとデメリットを慎重に検討する必要があり、現在のところ導入の予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしていません。
なお、平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に取締役を支払った報酬等の総額は、271,250千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の業務を補佐する専属部署はありませんが、総務・人事部、内部統制室等のスタッフが必要に応じて補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会は毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法定の承認案件や経営に関する重要案件に関し意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督しております。

当社は監査役設置会社であり、監査役4名中社外監査役2名の体制であります。各監査役は監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じて取締役の職務遂行の監査を行うほか、会計監査人と連携を密にして、監査を進めています。なお、監査役会は毎月1回開催することとしております。

執行役員制を導入し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化することを図っており、毎月1回の執行役員会を開催しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を起用しています。(指定社員:公認会計士岸洋平氏および同藤田建二氏)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、前項に記載のとおり、企業の経営および監督に責任を負う取締役と業務執行を担当する執行役員の役割を明確に区分しております。

また、監査役と会計監査人との間および監査役と内部統制室との間で相互の連携を図る体制を整備することで、監査の実効性を確保する体制を整備しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外監査役2名による監査が実施されることにより、経営に対しての客観的、中立的な監視が行われることで十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主により理解を深めてもらうため、また、海外の株主の利便性を考慮し、総会開催日の3週間前に送付しております。なお、平成27年6月24日開催の第111回定時株主総会の招集通知は、平成27年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第111回定時株主総会は、集中日より2営業日前の平成27年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年6月24日開催の第111回定時株主総会より英文で提供し、当社のホームページ(http://www.s-plantech.co.jp/e/ir/stock/meeting.html)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月と11月)実施しております。実施内容は、社長が決算概要に加え、事業概況および経営方針などを説明しております。その他、個別の説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などの決算情報のほか、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理行動基準において、(株主を始めとするステークホルダー、および広く社会とコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。)と定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において決議した内部統制システム構築についての基本方針は、次のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)経営理念およびコンプライアンスの精神に鑑み、当社グループの役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として倫理行動基準を定めている。
- (2)代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の確立と意識の維持向上を図ると共に、コンプライアンスに関する事案の調査、監督指導を行い、委員長は重要な事案について取締役会へ報告し、法令・企業倫理および社内規程等の遵守徹底を推進する。
- (3)コンプライアンスに反する行為の未然防止と早期是正を図るため、コンプライアンス・ホットライン規程に基づく当社グループのホットライン制度を設けて、社内通報先として総務・人事部長、社外通報先として弁護士事務所を設置して運用している。
- (4)内部監査部門では、関連部門と連携のうえ年度計画に基づく監査を実施し、被監査部門に対し問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行うと共に、監査内容を定期的に代表取締役社長に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- (2)取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスクの早期発見および顕在化の未然防止を目的とするリスク管理規程に基づき、管理の対象とするリスクの類型を認識のうえ、カテゴリごとの責任部署が統括管理するとともに、重要なリスク情報については取締役会に報告する体制としている。
- (2)当社グループの緊急を要する事態には、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて対応する。
- (3)当社は、規模や業態に応じてグループ会社の代表取締役社長に各社のリスクマネジメントを推進させる。グループ会社においてリスクが顕在化した場合および経営に重大な影響を及ぼしうる危機・緊急事態が発生した場合には、当社経営企画部門と連携して対応にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の有効性と効率性を確保するため、中期計画・年度方針等を策定し、それに基づく各事業部門の具体的な目標を設定し、その妥当性、達成度の評価を定期的に行っている。グループ会社については、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体案を実行している。
- (2)執行役員制度により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離すると共に、職制、業務分掌規程・職務権限規程等において役職員の責任権限を明確化することにより、迅速かつ効率的な経営を推進している。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループに共通する倫理行動基準に基づき、グループ各社の役職員に対しても遵法意識の醸成を図り、コンプライアンス・ホットラインの適用範囲もグループ全体とする。
- (2)当社は、関係会社管理規程等に基づく経営企画部門によるグループ会社の運営管理を通じ、コンプライアンスならびにリスク管理上の課題、問題の把握に努めるとともに、内部監査部門によるグループ管理の実行状況のモニタリングを実施する。
- (3)当社は、グループ会議を定期的に開催し、グループ会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について報告を受けること、および経営企画部門がグループ会社の株主総会および取締役会などの記録ならびに関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受けることにより、グループの状況を把握する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役会がその職務を補助すべき使用人を代表取締役社長に求めた場合には、監査役の業務補助のための使用人を置くこととする。
- (2)当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (3)当該使用人の異動・人事考課等は、取締役からの独立性を確保するため監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役が重要な意思決定プロセス及び業務執行状況を把握するため、取締役会および執行役員会の他、重要な会議への出席機会を確保するとともに、主要な決裁に関する書面その他業務執行に関する重要文書を閲覧に供する。
- (2)当社グループ会社のコンプライアンス・ホットライン事務局は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- (3)内部監査部門は内部監査の実施状況について、また、経営企画部門は当社グループの運営管理に係る重要な事項を監査役に報告するほか、当社グループの役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)監査役に報告した役職員に対し当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることは、これを禁止する。
- (2)前項の趣旨を当社およびグループ会社の役職員に周知徹底する。

9. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役が監査役と定期的な会合をもち、監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (2)監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関しましては、当社グループの倫理行動基準において「反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、不当な要求には応じない。」と明示しております。

総務・人事部を不当要求への一元的な対応を図る統括部門として、情報の収集や社内の啓蒙活動を行っております。また警察当局および神奈

川県企業防衛対策協議会等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する必要情報を得る体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

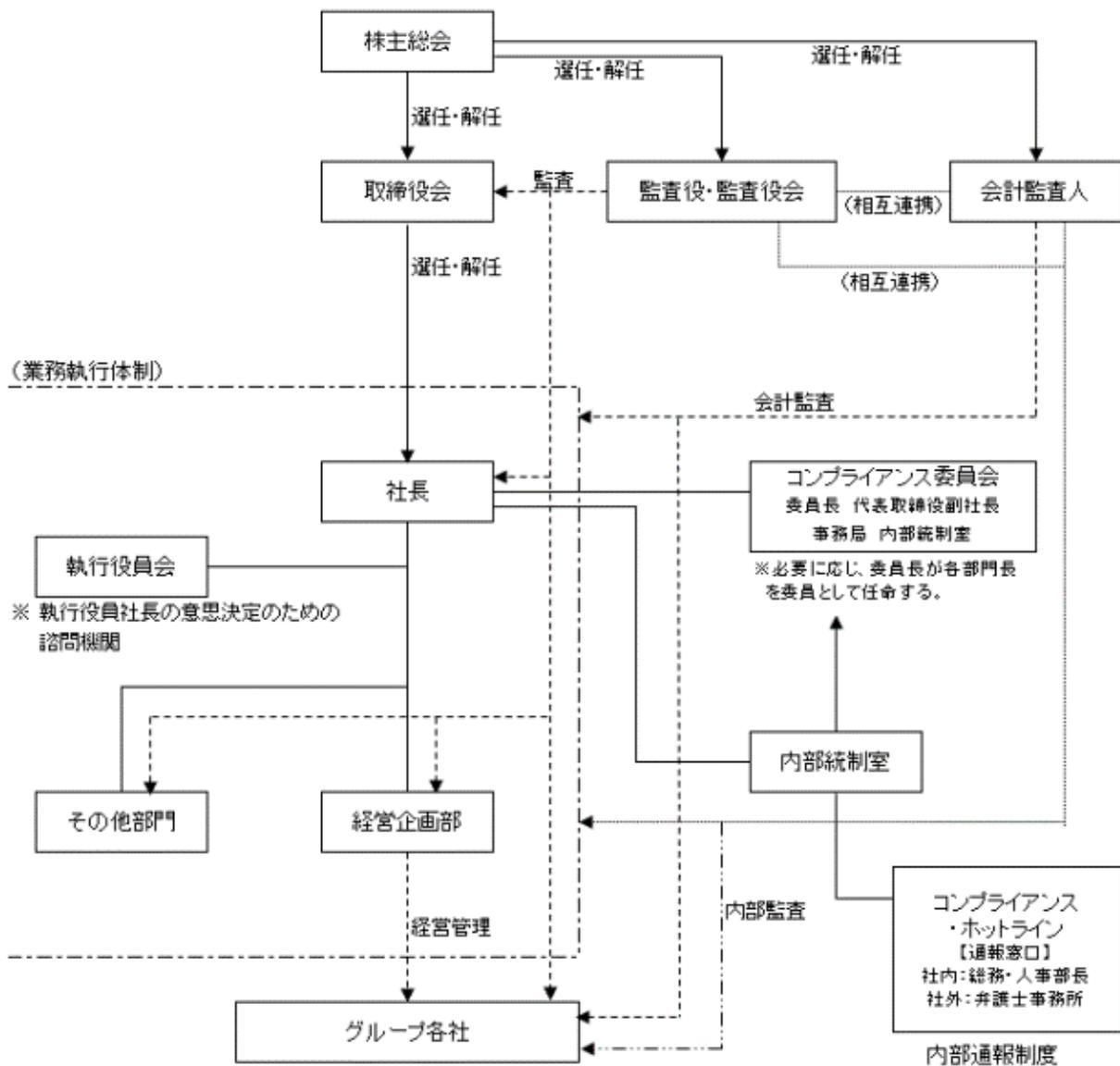
買収防衛策の導入の有無

なし

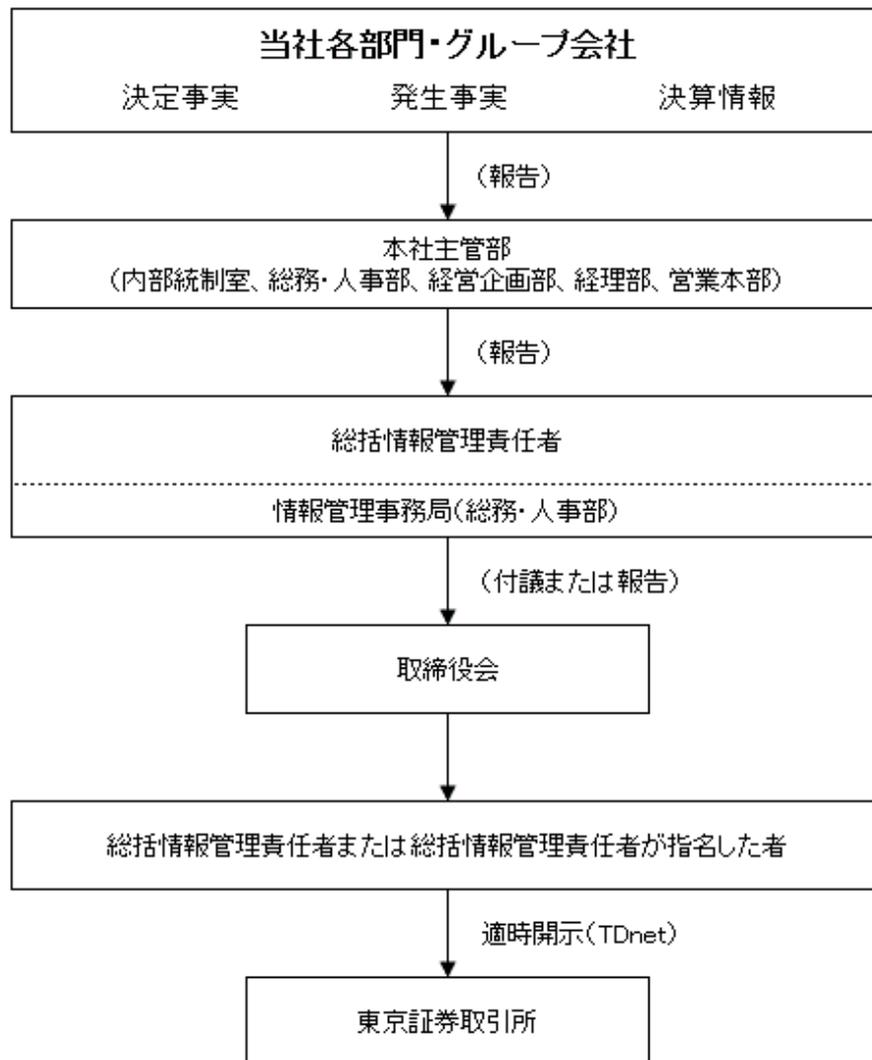
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンス体制図



適時開示体制の概要



※ 重要事実の公表は、その公表の時期、内容、方法等は取締役会の決議によるものとし、その決定に従い公表するものとする。ただし、急を要する場合は、総括情報管理責任者の判断により公表する。